

函館市水防計画 改訂の概要

1. 改訂の趣旨

水防法の一部改正（令和3年7月）等に伴い、「水防計画作成の手引き」および「北海道水防計画」が改訂されたことから、これらに伴う対応として改訂を行うものです。

2. 改訂の概要

水防法の一部改正に伴う改訂

- ① 要配慮者利用施設の所有者または管理者より報告を受けた避難確保計画および避難訓練の結果について助言・勧告する権限を追加（法第15条の3）

災害対策基本法の一部改正に伴う改訂

- ① 避難準備・高齢者等避難開始を高齢者等避難に改正（法第56条第2項）
- ② 避難勧告および避難指示（緊急）を避難指示に一本化（法第60条第1項）

その他の改訂

記述の整理, 表現の適正化 など